

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

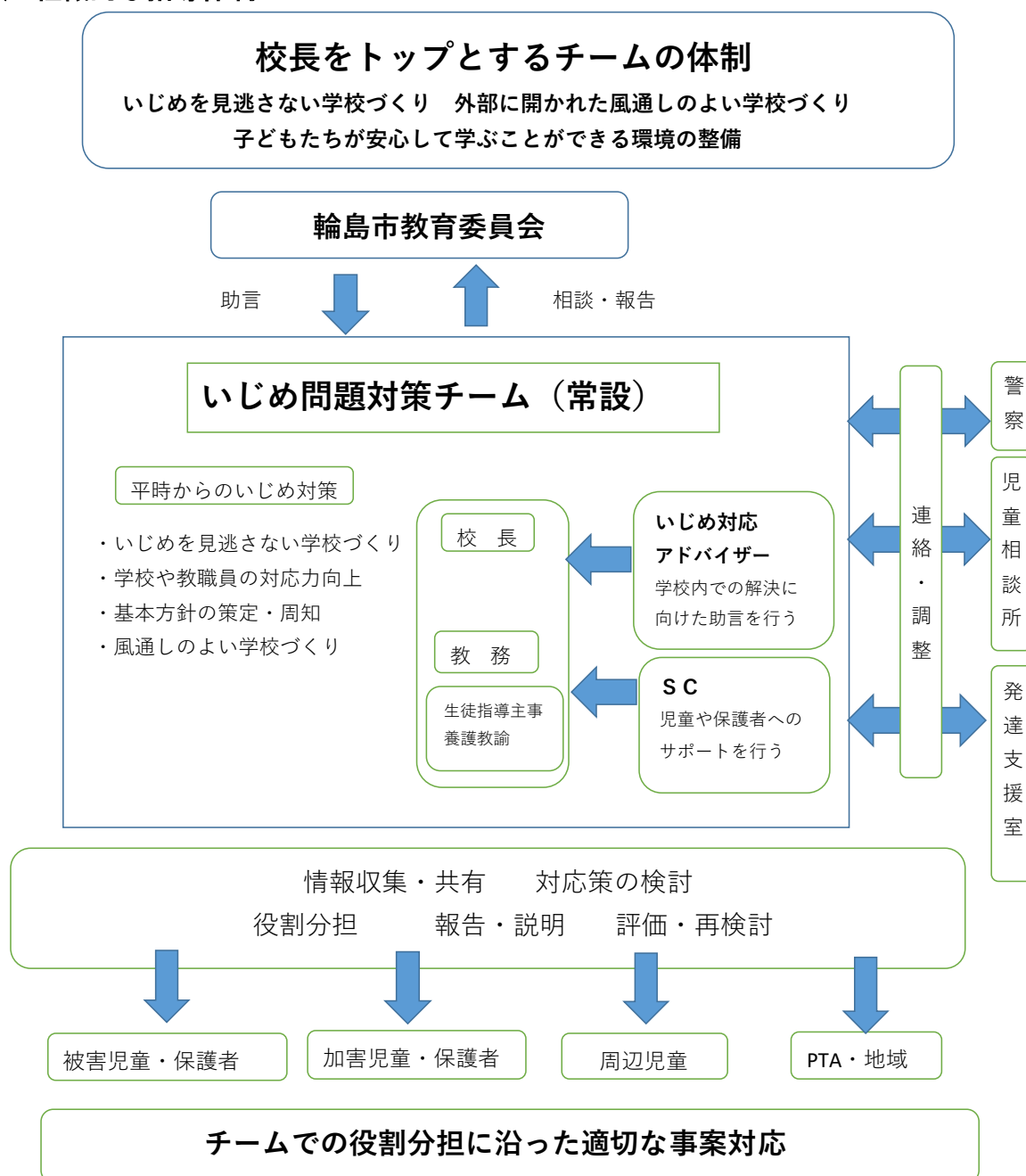
「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめへの基本姿勢

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを認識する。
- ・ いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童に徹底する。
- ・ 児童を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを認識する。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ・ 定期的な調査だけでなく、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの防止

(1) 組織的な指導体制



(2) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」(奥能登スタート資料集)を参考にし、学習規律や居場所作り、分かる授業に焦点化した取組を教職員が共通実践する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や特別な教科道徳の時間、人権教育等の充実を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動、あじさいタイムを利用した全校スピーチやありがとうカードで、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。そして、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

④ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることを意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関して、家庭との連携を図りつつ、危険性や適切な使用について指導を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築する。

① 日常観察

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

② アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

③ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

④ 家庭や地域との連携

家庭訪問、保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

⑤ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

⑥ 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして。落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられたりすることを嫌ったりする。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

(4) いじめ未然防止・早期発見の年間計画

月	教職員の取り組み	児童主体の活動	関係機関との関わり
4	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・生徒指導方針の確認・共通理解 ・学級目標・きまり決め ・あそびのきまり ・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・掃除・給食の児童集会 ・遠足 ・なかよし遊び	・個人面談(SC)
5	・生徒指導研修資料の報告 ・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び ・レクリエーション大会	・個人面談(SC)
6	・Q-U実施 ・いじめ対応アドバイザーによる研修 ・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あじさい祭り ・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・個人面談(SC) ・いじめ対応アドバイザー ・人間関係作りに関する授業(SC)
7	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・個人面談(SC) ・防犯教室 (ゲーム・インターネット等)
9	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・グッドマナーキャンペーン ・個人面談(SC)
10	・Q-U実施 ・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・個人面談(SC)
11	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・非行被害防止講座 ・個人面談(SC)
12	・人権週間の取り組み(学級指導・人権標語作り・ありがとうの窓) ・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	・個人面談(SC) ・人間関係作りに関する授業(SC)
1	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・なかよし遊び ・なわとび練習会 ・スポチャレ(八の字とび練習)	・個人面談(SC)
2	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート ・いじめ防止基本方針の見直し	・6年生をおくる会 ・なかよし遊び ・なわとび集会	・いじめ対応アドバイザー ・個人面談(SC)
3	・児童理解の会 ・いじめ・学校生活アンケート	・あいさつ運動(月2回) ・なかよし遊び	

(5) 検証方法

- ①新たないじめの件数、いじめによる不登校の件数を昨年と比較
- ②Q Uによる、要支援児群に位置する児童の状況を比較
- ③毎月の学校生活アンケートで「学校が楽しい」の割合100%、「授業がわかる」の割合100%
- ④いじめアンケートで、「いじめはいけない」の割合100%

(6) いじめへの対処

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

[学校]

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

[家庭に望むこと]

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

[学校]

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

[家庭に望むこと]

- ・いじめは絶対に正当化できないという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子についてその都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

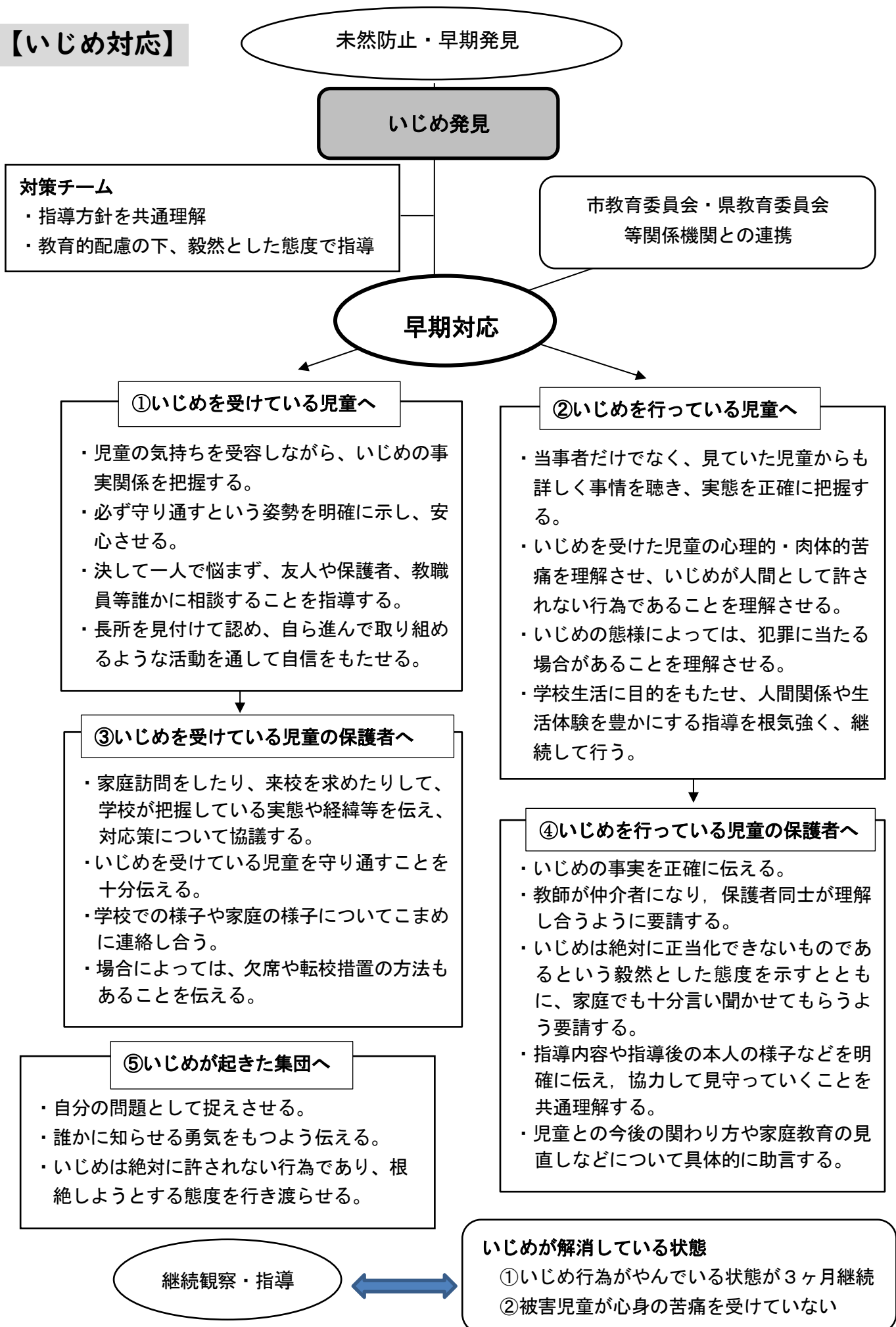
④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介者になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした態度を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直しなどについて、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

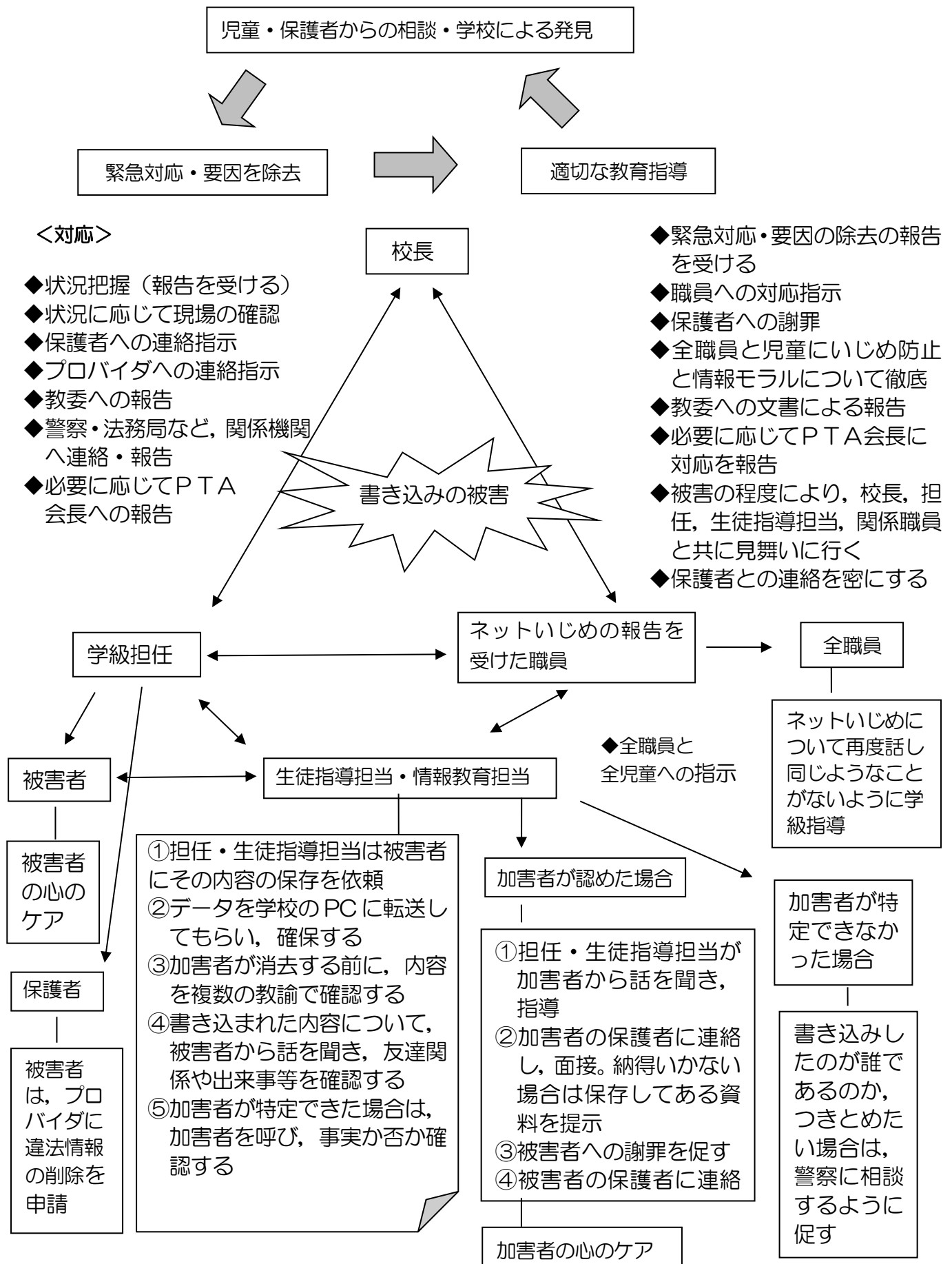
⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

【いじめ対応】



【ネットいじめ対応】



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生・報告・調査

① 重大事態の発生

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

○「相当の期間」の目安は年間30日

○一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。